

## Q15 労働組合ってどんなものですか？

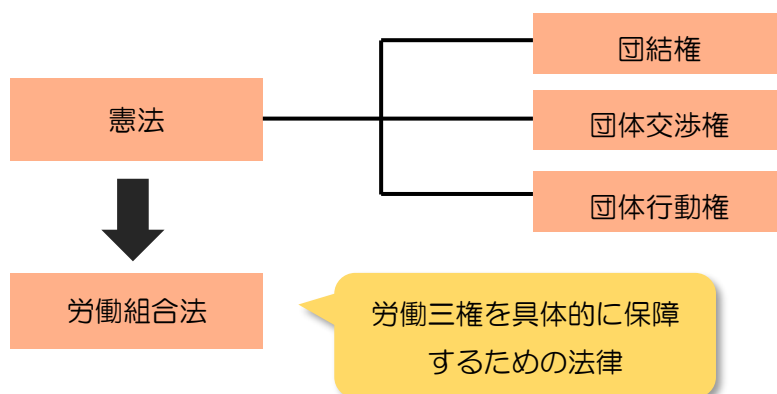
**労働組合**とは、労働条件の維持や改善等を目的として、労働者が主体となって結成する団体です。

労働組合には、「**労働三権**」が保障されており、団体交渉を通じて組合員の労働条件などについて「使用者と対等の立場に立って交渉・協議する」ことができます。

▶ **労働三権**とは、労働者を守るため、憲法第 28 条で規定されている労働者の 3 つの権利です

- **団結権**…労働者が会社と対等な立場で話し合うために、団結する権利
- **団体交渉権**…労働組合などの団体が会社と労働条件などを交渉できる権利
- **団体行動権**…労働者が要求実現のため団体でストライキなどを行う権利

▶ **労働組合法**とは、労働三権を具体的に保障するために定められた法律です。



### 労働組合ってどうすれば作れるの？

労働組合は、労働者が 2 人以上集まれば、いつでも自由に結成することができます。行政機関への届出や使用者の承認は要りません。

また、企業内で結成される労働組合とは別に、企業の枠を超え、個人(1人)でも加入できる労働組合もあります。

詳しく知りたい人は、こちらを参考にしてください！

「労働組合のいろは」(大阪府ホームページ)

